

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが、企業の健全性、透明性、株主価値の向上に資するものと考えており、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。

また、創業精神である「三つ(お客様・仕入先様・当社)で立つ」という三位一体の精神を根幹として、経営理念、1. 顧客第一主義 2. 人間尊重 3. 一流へのチャレンジ 4. 創造的革新 5. 企業の社会貢献を掲げ、役職員が基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に活かすために各種規程やマニュアルを制定し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低く、今後海外投資家の比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用や英文招集通知の作成を適切に判断してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低く、今後海外投資家の比率を勘案し、英文招集通知の作成を適切に判断してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立性を有する社外取締役1名と、監査役4名(うち独立性を有する社外監査役2名)が、緊密に連携して当社の経営監視・監督を行っております。

しかし、独立性社外取締役の複数名選任に対する社会的要請が高いことは十分に認識しております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社を採用しており、現状においては十分機能を果たしているため、任意の諮問機関は採用しておりません。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は高い独立性を有する社外取締役1名と、監査役4名(うち独立性の高い社外監査役2名)が、緊密に連携して当社の経営監視・監督を行っており、任意の諮問機関を設置しておりませんが、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役の実効性確保のための前提条件】

社外取締役および社外監査役に対して、取締役会事務局が定期的に取締役会の実効性について意見・要望を聞き必要に応じて改善を行っております。なお、結果の概要の開示については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、いわゆる政策保有株式については、友好な取引関係の維持、強化など、当社の中長期的な企業価値の向上に有益であるか否かを十分に検討し、総合的に勘案し取得・解消等を行っており、議決権行使においても同様の基準にて行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では関連当事者間の取引(取締役の競業取引、取締役と会社間の取引等)を行う際は、取締役会規程において審議・決議を要することとしており、取締役会が必要、内容の妥当性等も十分に検証のうえで承認を得た場合のみ実施することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1、当社ウェブサイトにおいて経営理念(<http://www.mitachi.co.jp/co/co03.html>)、中期経営計画(<http://www.mitachi.co.jp/ir/plan>)を掲載しております。

2、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は上記「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3、取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、当社規程に従い取締役会で決定するものとし、その配分にあたっては職務の内容等を勘案して決定しております。

4、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名は能力、見識、実績、人格等を総合的に勘案して、取締役会で検討しております。

5、「株主総会招集ご通知」に社外取締役と社外監査役の選任理由、ならびに取締役・監査役候補者の略歴、当社における担当、重要な兼職を記載しております。

【原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。

取締役会の決定に基づく業務の執行は、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程に基づき組織的・効率的な運営を図っており、事業年度毎の事業計画書を作成し、部門別の進捗状況を分析、確認しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載の通りです。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法の定める社外要件、東京証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に従い独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の定款において取締役は10名以内とし、監査役は4名以内としております。

能力、見識、実績、人格等を総合的に勘案して、取締役会で経営陣幹部への登用を決議し、さらにその中から特に秀でた者を役員候補としております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役および社外監査役の重要（主要）な兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書において、毎年記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載の通りです。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役就任に際して、取締役・監査役として新たに求められる役割・責務や対応等に関する研修に参加しております。

また、就任後も取締役・監査役としての役割・責務が適切に果たせるよう、コンプライアンス教育や取締役・監査役向け研修の最新資料の提供等を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主との建設的な対話を促進することが重要と考えており、当社の方針は以下の通りです。

- 1、当社は、株主との対話全般について管理部門の担当役員が統括します。
- 2、当社は、株主との対話を補助する担当部署を経営企画室とし、関連部署との連携を図ります。
- 3、当社は、必要に応じて個人投資家向け会社説明会を実施します。
- 4、株主との対話において把握した株主の意見・懸念については取締役会に対して報告します。
- 5、インサイダー情報が発生する際には、社内規程において情報管理の徹底を図ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社JU	1,844,800	25.10
橘 至朗	316,700	4.31
井上 銀二	220,000	2.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000	2.72
ミタチ産業従業員持株会	192,359	2.62
井上 佐恵子	180,000	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	119,000	1.62
野中 光夫	110,000	1.50
株式会社光波	102,000	1.39
橘 篤敬	100,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況につきまして、橘篤敬の他株式会社名古屋銀行、ローム株式会社、株式会社大垣共立銀行が、それぞれ100,000株を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	5 月
業種	卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中浜 明光	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中浜 明光	○	——	有限責任監査法人トーマツの出身者であり、当社は有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しておりますが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係を有しておりません。 公認会計士として、長年にわたり企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、適切な意見表明をいただける。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から、監査計画概要、及び年度の監査実施状況について定期的に報告を受けるほか、会計監査人が行った子会社等への監査結果の確認や、実査及び立会の同行などにより、会計監査人と相互連携をはかっております。

監査役と内部監査室は、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに抽出された課題等に対し、改善に向けた提言やフォローアップを実施すべく、適時会合を開き、監査体制や監査計画、監査実施状況などについて意見交換等をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤嘉量	他の会社の出身者										△			
松岡正明	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

当社の役員の報酬等は、当社が役員に対し、その業務執行の対価として支払うものをいい、毎月定額で支払う「月額報酬」と業績により支払う「役員賞与」とすることとしております。

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は平成12年8月25日開催の第24期定時株主総会において取締役は年額300百万円以内、監査役は年額50百万円以内と決議いただいております。

また、その決定方法は取締役の報酬は取締役会、監査役の報酬は監査役会にて協議のうえ、決定しております。

当社の役員の賞与につきましては、役員個々の業務の執行状況を評価して、取締役会にて協議のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役を通じ、重要情報の伝達を適宜行える体制をとっております。また、重要会議への出席などにより、監査に必要な情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会(取締役4名で構成され、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の進捗状況も監視監督しております)を頂点とし、社内規程を厳格に運用しつつ迅速な意思決定を行う体制としております。また、部長会議・営業戦略会議において当社グループの経営課題への対応を討議しております。

また、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されております。監査役は、取締役会・部長会議に出席するとともに、定期的に監査役会を開催し、業務執行状況・財務状況の調査のみならず内部監査室・会計監査人との意見交換と連携を行い、管理面や業務手続の正確性まで含めた継続的な実地監査を実施しています。

内部監査につきましては社長直属の内部監査室を設け、監査計画に基づき1年で全部署を一巡し、業務の適正な運営を確保しています。

当社は、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。当社は、同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員: 大中康宏、城卓男

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士12名、その他16名

公認会計士法第2条第1項に規定する監査契約に基づく監査証明業務に基づく報酬 16,500千円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として独立・公正な立場での取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

独立公正な立場から、会計・税務・法務等の専門的見地から、また、営業経験豊かな社外取締役1名と社外監査役2名を独立役員として選任しています。

以上より、経営の透明性の確保及び当社の業務の適正は確保されているものとして、現状の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	経営トップが出席する機関投資家、証券アナリスト向け決算説明会を適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主通信、決算説明資料、株主総会招集通知、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRの担当部署を経営企画室としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営哲学として、企業の社会的貢献を掲げ、社会ルールを守り、他人に迷惑のかからない事業を行うことを明確にしております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的考え方 当社は、創業精神である「三つ(お客様・仕入先様・当社)で立つ」という三位一体の精神のもと、経営の健全かつ継続的な成長を通じてCSR(企業の社会的責任)を達成するために、コンプライアンス体制・リスク管理体制・情報管理体制のさらなる充実を目指しております。また、グループ各社が同じ考え方で連携がとれる統治体制の強化向上を図ることにより、全社的な内部統制システムを向上させてまいります。

その整備状況 当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議し、「倫理・コンプライアンス委員会」を設置し、その下で内部統制システムの体制作りを進めてまいりました。

また、コンプライアンス体制構築のための具体的な作業として、種々のマニュアルを作成し、社員への教育及び実践に取り組むとともに、倫理・コンプライアンス委員会に担当取締役を置いて、リスク全般を管理する体制と、情報の伝達を含む情報の管理体制の整備を進めております。

その他、平成18年12月13日開催の定時取締役会において、代表取締役社長を委員長としたSOX委員会を設立し、金融商品取引法に基づく内部統制体制構築を進めてまいりました。

また、平成21年5月29日開催の取締役会において、コーポレートガバナンス体制の強化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制度を導入いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係は一切これを持たず、その勢力を助長する行為は一切行わないとともに、金品等不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むこととしています。また、コンプライアンスマニュアルの定めにより、倫理コンプライアンス委員会が、各部門長と連携し、適切な情報交換をするとともに、関係部署や顧問弁護士のほか、愛知県警をはじめとした所轄警察署などの関係官庁とも緊密に連携し、対応することとしています。

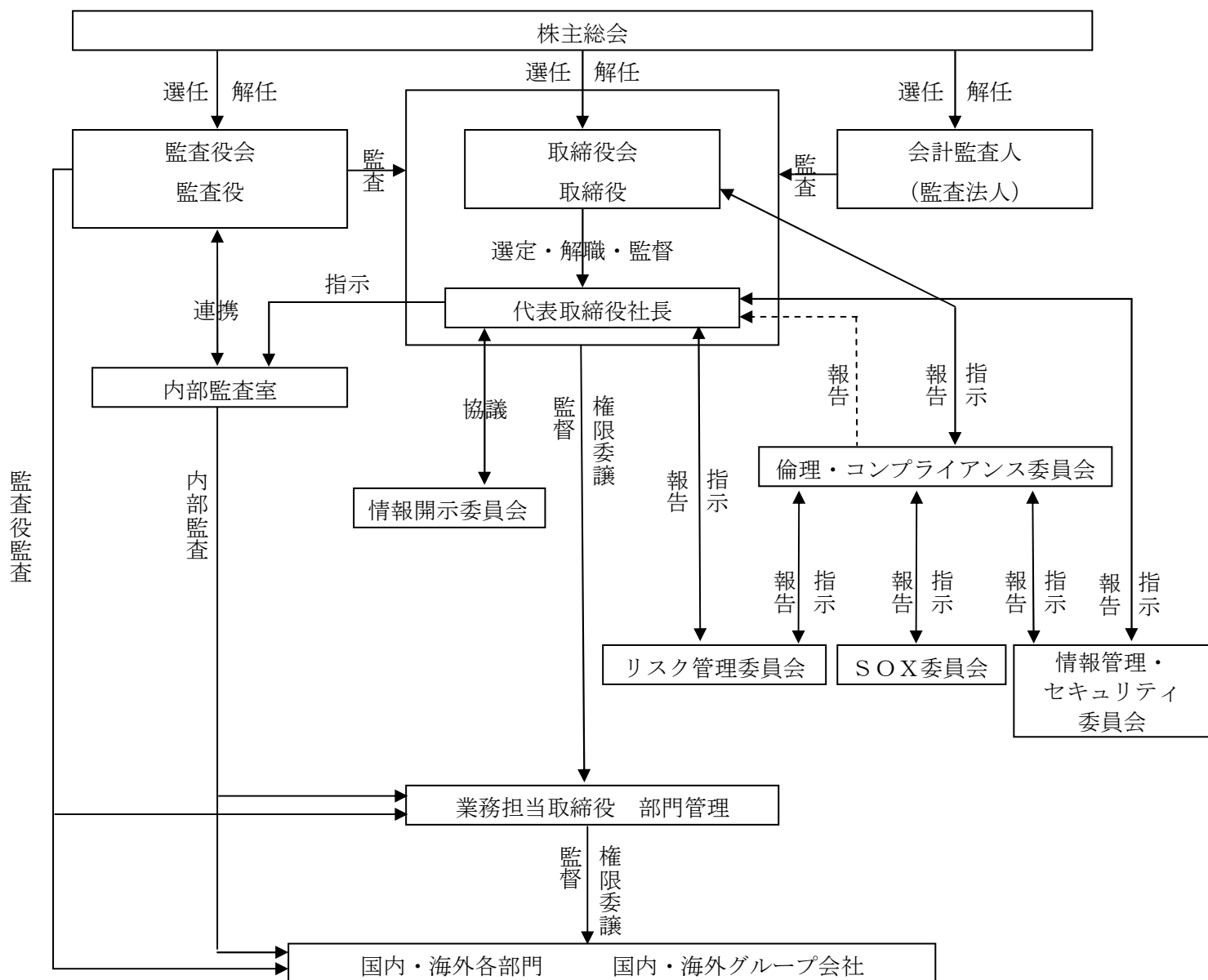
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要（模式図）

